

令和3年 第2回 峡南衛生組合

議会定例会 会議録

令和3年10月14日（木）午後3時より

峡南衛生組合 2階 議場 於

令和3年 第2回 峡南衛生組合議会定例会

・令和3年10月14日午後3時令和3年第2回峡南衛生組合議会定例会が峡南衛生組合議場に招集された。

・出席した議員は次のとおりです。

1 番	望月郁夫	2 番	秋山豊彦
3 番	伊藤雄波	5 番	望月光彦
6 番	赤池 朗	7 番	河井 淳
8 番	望月十四朗	9 番	福與三郎
10 番	川口福三	11 番	米山久志
12 番	小川好一		

・欠席した議員は次のとおりです。

4 番 伊藤達美

・地方自治法第121条の規程により説明のため会議に出席した者は、次のとおりです。

管理者	佐野和広
副管理者	辻 一幸
副管理者	望月幹也
副管理者代理	一瀬 浩
組合代表監査委員	笠井一雄
会計管理者	佐野彰紀
市川三郷町生活環境課長	丹沢宏友
早川町町民課長	鈴木宏記
身延町環境上下水道課長	水上武正
南部町水道環境課	遠藤 成

・本会議に、職務のため出席した者は次のとおりです。

事務局長	柿島利巳
支 所 長	古屋秀樹
課 長	望月邦浩

事務局長：それでは、時間となりましたので、開会に先立ち、相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立をお願いいたします。相互に礼。

(ご苦労さまです。)

事務局長：ご着席ください。本日はお忙しい中、ご出席をいただき、10月定例議会が開催できますことを、心よりお礼申し上げます。なお現在、議長、副議長共に不在であります。本日、この後選任していただくわけですが、地方自治法第107条の規定に基づき、年長者であります、川口福三議員に、新議長選任まで議長の職を務めていただきたいと思います。それではよろしくをお願いいたします。

川口議長：はい。ただ今ご指名をいただきました、川口福三です。議長選任までの間、臨時議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。また閉会中に、本議長であります、川崎充朗君は、市川三郷町議会議員を辞職し、代わりに小川好一君が選任されております。小川好一君が議場におられますので、一言ごあいさつをお願いします。

小川好一君：皆さん、こんにちは。市川三郷の小川好一でございます。今後ともよろしく申し上げます。

川口議長：ありがとうございます。それでは、閉会中に早川町において、任期満了に伴う議員改選に当たり、峡南衛生組合出向議員として、米山久志君、望月十四朗君が新たに再任されております。両名が議場におられますので、一言ごあいさつをいただきます。

米山久志君：はい。ただ今ご紹介にあずかりました、早川町の米山でございます。前回から引き続き、組合議員をさせていただきますので、また尽力いたします。よろしくご指導くださいますよう、お願い申し上げます。

川口議長：ありがとうございます。

望月(十)君：早川町から移りました、望月十四朗と申します。今後ともよろしく申し上げます。

川口議長：本定例会に付議されております議案は、報告第1号と議案第7号および議案

第8号の3件であります。慎重審議の中にも、スムーズな議会運営ができますよう、特段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。ただ今から、令和3年、第2回峡南衛生組合議会定例会を開催いたします。本定例会に管理者他、関係者の出席を求めていますので、ご了承をお願いします。議事日程はお手元に配布したとおりであります。ご了承をお願いします。日程第1、仮議席の使命を行います。仮議席はただ今、着席のとおり指定いたします。日程第2、議長の選挙を行います。議長の選挙については、地方自治法第118条、第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

川口議長 : ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、選挙の方法は氏名推薦を行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

川口議長 : ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議長より指名します。峡南衛生組合議会議長に、小川好一君を指名します。お諮りします。ただ今、議長に指名しました小川好一君は、峡南衛生組合議会議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

川口議長 : ありがとうございます。異議なしと認めます。従って、小川好一君が議長に当選されました。ただ今、議長に当選されました、小川好一君が議長におられます。会議規則第33条の2項の規定により、当選の告知をします。小川好一君、議長当選承諾のごあいさつをお願いします。

小川好一君 : 改めまして、こんにちは。

(こんにちは。)

小川好一君 : ただ今、川口議長のほうから推薦をいただき、皆さま方からご了承をいただいた、議長に選出されました、市川三郷の小川でございます。今後ともよろしくお祈りいたします。川崎議員につきましては、市川三郷の、先月、9月の15日に辞職

願を提出されまして、本会議場で受理をされました。従いまして、私がこの議場の中で、峡南衛生組合のほうの議事として、選任をされたわけです。本日からまた任期になります、来年度、来年の3月末日まで任期がありますので、そこまで一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

(拍手)

川口議長 : ありがとうございます。小川好一君、議長席にお願いします。大変ありがとうございました。

小川議長 : それでは、再開をいたしたいと思えます。

日程第3、副議長の選挙を行います。副議長の選挙につきましては、地方自治法第118条、第2項の規定により、氏名推薦にしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

小川議長 : 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしりたいと思えますが、ご意義はありますか。

(異議なしの声あり。)

小川議長 : 異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。峡南衛生組合副議長に、米山久志君を指名いたします。お諮りします。ただ今、副議長に指名しました、米山久志君を、峡南衛生組合副議長の当選人と定めることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

小川議長 : 異議なしと認めます。従いまして、米山久志君が副議長に当選をされました。ただ今、副議長に当選された、米山久志君が議場におられますので、会議規則第33条、2項の規定により、当選の報告をいたします。米山久志君、副議長当選の承認のごあいさつをお願いします。

米山副議長：ただ今、副議長に当選させていただきました、早川町の米山でございます。今後とも、この組合活動については尽力してまいります。よろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

小川議長：ありがとうございました。それでは、日程第4、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条、第1項の規定により、ただ今着席のとおりと指定します。日程第5、会議記録署名議員の指名を行います。会議記録署名委員は、会議規則第83条の規定により、7番、河井淳君、8番、望月十四朗君を指名をいたします。日程第6、会期の決定についてを議題といたします。本件につきましては、議会運営委員会において協議をされておりますので、その結果について、議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長、5番の望月光彦君、よろしくお願いいたします。

望月（光）君：はい。議長の命により、議会運営委員会の報告をいたします。令和3年、第2回定例会の会期につきましては、去る10月1日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果、会期は本日1日とし、本日はこの後、認定第1号と議案第7号および8号の上程、説明、質疑、討論を行い、採決することといたします。以上、議会運営委員会の報告といたします。よろしく取り計らいをお願いいたします。以上です。

小川議長：ありがとうございました。お諮りします。本定例会の会期については、ただ今、議会運営委員長の報告のとおり決定することに、ご異議がありませんか。

（異議なしの声あり。）

小川議長：異議なしと認めます。従いまして、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日1日とすることに決定をいたしました。日程第7、管理者のあいさつ。管理者、ご登壇をください。

管理者：皆さんこんにちは。令和3年、第2回峡南衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日の議会開催に際しまして、議員各位には、日頃より本組合の運営に関し、格別のご理解、ご協力を賜る中で、またご多忙の折、ご参集いただき、深く感謝申し上げます。

過日の8月29日には、地域の悲願でありました、中部横断自動車道が、山梨、静岡間で全線開通いたしました。大変喜ばしく、地域振興への貢献を大いに期待するところではありますが、本組合におきましても、本所と南部町との時間的な距離が小さくなり、事業運営の効率化につながっているところでもあります。

さて今年の夏は新型コロナウイルスの感染拡大が第5波を迎え、山梨県は8月20日から9月12日まで、まん延防止等重点措置の適用を受けました。1日の新規感染者が県内でも100人を超える日もあり、また本組合地域が隣接する静岡県には、緊急事態宣言が発令され、大変な状況となってしまいました。

このような中で、本組合では地域の重要なライフラインをしっかりと確保するため、8月13日から9月12日まで、一般家庭ごみ全ての直接持ち込みを休止させていただきました。施設利用者の皆さまのご理解、ご協力により、幸いにも、ここまで新型コロナウイルスの直接的な影響を受けずに運営できていることに、感謝する次第であります。

また組合の事務処理等に関しましては、昨年よりの不祥事発覚により、地域住民、関係各位等には、多大なご心配、ご迷惑をお掛けすることとなってまいりましたが、本年4月より、事業等の業者発注に関して入札制度を導入し、また財務規則の作成対応を、現在進めております。入札に関しては、9月末までに42件の入札での発注を実施いたしました。二度とあのようなことを起こさぬよう、しっかりと対応していく所存でございます。本日の議会では、久保副管理者が、市川三郷町長を辞職されましたので、替わって町長職務代理者の一瀬総務課長のご出席をいただいております。

最後になりますが、今議会への提出案件は、認定1件、規約制定1件、補正予算1件で、合計3件を予定しております。議案の内容につきましては、この後説明させていただきますが、十分にご審議いただき、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。開会に当たりましての私のあいさつとさせていただきます。

小川議長 : ありがとうございます。日程第8、認定第1号、令和2年度、峡南衛生組合一般会計、歳入歳出決算認定について報告をいたします。日程第9、管理者に、認定第1号について、提案理由の説明を求めます。管理者、佐野和弘君。

管理者 : それでは認定第1号、令和2年度、峡南衛生組合一般会計、歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。地方自治法第233条、第3項の規定に基づき、令和2年度、峡南衛生組合一般会計、歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書を付けて、議会に付するものでございます。なお詳細の説明につきましては、佐野会計管理者が行いますので、よろしく願いいたします。

小川議長　：認定第1号、詳細説明を求めます。会計管理者、佐野彰紀君。

会計管理者　：はい、議長。それでは認定第1号、令和2年度、峡南衛生組一般会計、歳入歳出決算認定についてを説明させていただきます。決算書の1ページ、2ページをご覧ください。歳入合計の歳入済み額は5億3,002万6,392円で、前年度比、2,007万6,158円の減額となりました。これは主に、ごみ処理手数料および財政調整基金の取り崩しの減少によるものであります。

3ページ、4ページをご覧ください。歳出合計の支出済み額は、5億98万1,034円で、前年度比、2,863万3,570円の減少となりました。歳入歳出の差引残額は、2,904万5,358円であります。

5ページ、6ページをご覧ください。歳入歳出決算、事項別明細書を、歳入から説明させていただきます。調定額と収入済み額が全て同額ですので、収入済み額で説明させていただきます。1款、分担金および負担金。1項1目1節の維持負担金は4億3,698万6,180円であります。前年度比、113万5,790円の減額は、構成各町からの負担金であります。2款、使用料および手数料。1項1目1節、峡南斎場使用料は562万円であります。前年度比、2万2,500円の増額であります。火葬件数は349件でした。2項1目1節、峡南本所清掃手数料、607万680円は、前年度比、26万4,600円の減額であります。2目1節、ごみ処理手数料、5,023万8,529円は、前年度比、493万4,749円の減額となっております。これは主に可燃ごみ、発酵肥料、古紙の手数料の減少および生ごみ処理事業の終了によるものであります。3款、財産収入。2項1目、財産売り払い収入、151万5,000円は、生ごみ事業終了に伴い、不要となったトラック2台の売却による収入であります。

4款、繰入金。1項、次の7ページ、8ページの1目、財政調整基金。1節、財政調整基金繰入金は、基金の取り崩しであります。5款、繰越金。1項1目1節、繰越金は、前年度繰越金であります。6款、諸収入。2項1目1節、峡南本所雑入、生ごみ処理施設備品売却代、32万5,575円は、生ごみ処理事業終了に伴う、フォークリフト売却代金、30万円などであります。7款、南部使用料および手数料。1項1目1節、南部聖苑使用料、296万5,000円は、176件分であります。2項1目1節、南部支所清掃手数料、531万6,680円は、前年度比、4万4,403円の減少であります。歳入につきましては、以上であります。

次に、11ページ、12ページ、歳出につきまして。当初予算、補正予算の折に、ご審議をいただき、その上で予算執行したものでありますので、歳出済み額で説明をさせていただきます。1款、議会費。1項1目13節、使用料および賃借料と、18節、負担金補助および交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の

ため、議員研修が実施できませんでしたので、支出はございません。次に、2款、総務費。1項1目、一般管理費は、1節、報酬から、4節、共済費までは、事務所職員などの人件費関係であります。5節以降の主な内容といたしまして、10節、需用費、266万4,681円の支出につきましては、前年度比、16万2,553円の増額であります。主に消耗品費において、事務用品や、蛍光灯の取り換え経費などの伸びによるものであります。

13ページ、14ページをご覧ください。12節、委託料、148万2,840円は、前年度比、30万4,440円の増額であります。主な支出内容は、機械警備料、ホームページ、インターネット更新料であります。13節、使用料および賃借料、445万6,866円は、前年度比、20万1,125円の減額であります。主な内容は、パソコンのリース料の減額であります。14節、工事請負費、262万2,546円は、管理棟の外壁塗装工事、162万7,332円および宿直リフォーム工事、73万7,814円などあります。18節、負担金、補助および交付金、62万7,992円は、職員健康診断への負担金、18万9,018円、鴨狩津向(かもがりつむぎ)区、静川6区補助金、35万円などの支出であります。

3款、衛生費。1項1目、し尿処理費は、2節、給料から、15、16ページ、4節、共済費までは、し尿処理関係の人件費でございます。5節以降の主な内容は、10節、需用費、2,310万2,116円は、前年度比、62万3,576円の減額であります。消耗品で、カセイソーダ、ポリ鉄、次亜塩素酸ソーダ、膜カートリッジ。光熱水費では、電気料は代金の減少、修繕費では、破碎機修繕などが主な支出であります。12節、委託料、1,188万5,291円は、前年度比、515万6,657円の減額となりました。高額な委託事業が少なかったためであります。不用額につきましては、低ノードPCB廃棄物処理業務や、精密機能検査業務などの委託業務、契約差金によるものであります。14節、工事請負費、3,011万1,000円は、前年度比、284万8,400円の減額となりました。主な支出は、薬品庫更新工事、1,448万7,000円、中央監視システム更新工事、344万3,000円、屋上防水工事、425万円などあります。

次に、2目、ごみ処理費、2億4,690万2,292円は、可燃ごみの焼却対応などの支出であります。10節、需用費、4,818万3,614円は、前年度比、1,223万3,608円の減額となりました。主な要因といたしましては、修繕費において、令和元年度に実施した、排ガス分析計交換修繕など的高額事業が少なく、電気量が減少したことによるものであります。不用額につきましては、消耗品費において、消石灰などの使用量が当初見込みより減少したこと、高熱水費で電気代の減少、袋購入費で原材料の上昇による価格の上昇を見込んでおりましたが、安価で契約が行われたことによるものであります。

12節、委託料、1億2,404万9,578円は、前年度比、1万543円の増加であ

りました。主な内容は、ごみ収集委託料 5,500 万、次の 17 ページ 18 ページのほうへお願いします。ごみクレーン定期点検、583 万円、その他プラスチック、ミックス紙、ペットボトルなど処理費、258 万 6,210 円、焼却灰運搬処理費、3,516 万 9,002 円、不燃物処理委託、1,175 万 3,280 円などであります。不用額につきましては、主に焼却灰の処分委託費、乾電池、蛍光灯処理委託費、その他プラスチック、ミックス紙処理費、不燃物処理費、排水処理機器設備点検などの契約差金であります。14 節、工事請負費、4,962 万 7,713 円は、前年度比、90 万 2,713 円の増加で、焼却炉内の耐火物補修工事、724 万 6,000 円、白煙防止用空気予熱器取り換え、3,410 万円などが主な支出であります。18 節、負担金、補助および交付金は、前年度比、18 万 1,000 円の減額でありました。各種講習会への参加費、参加負担金などの減少であります。

4 款、火葬費、1,929 万 2,919 円につきましては、次の 19 ページ、20 ページをご覧ください。1 項 1 目、火葬処理費、10 節、需用費、307 万 3,627 円は、前年度比、34 万 5,149 円の減少となりました。原因といたしましては、燃料費と修繕費の減少によるものであります。12 節、委託料、1,393 万 7,286 円は、火葬業務委託、火葬炉設備保守点検などの経費であります。14 節、工事請負費、178 万 2,000 円は、火葬炉設備の補修工事であります。

次に、5 款、南部総務費。1 項 1 目、南部一般管理費、1,225 万 8,598 円は、2 節から 4 節までの人件費、10 節、需用費、155 万 8,237 円は、前年度比、105 万 9,265 円の減額となりました。修繕費が公用車関係の 1 万 3,475 円のみで、少額でありました。

2 目、南部し尿処理費、6,125 万 2,618 円は、21 ページ、22 ページをご覧ください。2 節から 4 節までの人件費、10 節、需用費、2,935 万 3,060 円は、前年度比、789 万 5,032 円の増額であります。修繕費の雑排水槽の防食修繕費、949 万 3,000 円が、主な増額の理由であります。12 節、委託料、1,957 万 2,234 円は、前年度比、188 万 1,890 円の増額であります。精密機能検査、209 万円が、主な増額の理由であります。

次に、3 目、南部火葬処理費、1,556 万 652 円は、前年度比、221 万 4,261 円の増額であります。10 節、需用費、465 万 9,670 円は、前年度比、47 万 1,203 円の増額で、修繕費、空調室外機の修理、134 万 4,519 円の支出によるものであります。12 節、委託料、898 万 1,360 円は、火葬業務委託、792 万円であります。23、24 ページをご覧ください。17 節、備品購入費、170 万 5,000 円は、ひつぎ運搬車を購入いたしました。

次に、諸支出金、1 項 1 目 24 節、積立金、2,760 万 3,740 円は、財政調整基金へ積み立ていたしました。7 款、予備費の支出はありませんでした。歳出につきましては以上であります。歳出の中では、各項目において、不用額として予算

残額がありますが、事業の見直しや、経費の節約に努めた結果と、コロナ感染症の影響による不用額であることをご理解いただきたいと思います。

次に、25 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。1、収入総額、5 億 3,002 万 6,000 円。2、歳出総額、5 億 98 万 1,000 円。3、歳入歳出差引額と、5、実質収支額は同額で 2,904 万 5,000 円であります。

次に、26 ページ、財産に関する調書をご覧ください。括弧 1、土地、建物につきましては、特に増減はありませんでした。括弧 2 の基金につきまして説明いたします。財政調整基金の、前年度末現在高が 6,137 万 9,000 円。決算年度中の増減は、基金の取り崩し、積立金、差し引きで 2,728 万 9,000 円の増となり、決算年度末現在高は、8,866 万 8,000 円となっております。括弧 3 は物品の内容が記載してあります。移動につきましては、生ごみ処理事業の業務終了などに伴い、小型貨物自動車 2 台およびフォークリフト 1 台が減となっております。

27 ページからは峡南衛生組合決算概要についての記載であります。以上、雑ぱくではありますが、認定第 1 号、決算につきまして、要点のみ説明を申し上げました。なお各事業の詳しい執行状況、詳細につきましては、決算書の事項別明細書ならびに決算概要を参考としていただき、認定を賜りたいと思います。以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

小川議長 : ご苦労さまでございました。ただ今、会計管理者より詳細説明がありました。ここで代表監査委員が出席しておりますので、笠井一雄代表監査委員から、監査結果の報告をお願いしたいと思います。

笠井監査委員 : はい、議長。それでは令和 2 年度、峡南衛生組合一般会計、歳入歳出決算審査意見書の朗読をさせていただきます。地方自治法第 233 条、第 2 項の規定により、審査に付された、令和 2 年度、峡南衛生組合一般会計、歳入歳出決算ならびに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

1、審査対象。令和 2 年度、峡南衛生組合一般会計、歳入歳出決算ならびに会計諸帳簿、証書類。2、審査した日。令和 3 年 8 月 5 日。3、審査の方法。審査に付された令和 2 年度、峡南衛生組合一般会計、決算書および附属書類が、関係法令に基づき、適正に作成されているか、決算係数は正確であるか等について審査を行った。4、審査の結果。峡南衛生組合一般会計、決算書およびその附属書類は、いずれも関係法令の規定に基づき作成され、またその係数は、関係帳簿および証書類と符合しており、適正であると認めた。また予算の執行は、おおむね適正であることを認めた。なお歳入歳出決算の状況および審査意見は次のとおりである。

5、決算の概要。括弧1、決算の概要。当該年度の決算額は、予算現額、5億2,824万4,000円に対し、歳入、5億3,002万6,000円。歳出、5億98万1,000円で、歳入歳出差引額形式収支は2,904万5,000円となっており、翌年度への繰越額は2,904万5,000円である。これを前年と比較すると、歳入が2,007万7,000円の減、歳出が2,863万4,000円の減、それぞれ減少している。この主な要因は、歳入ではごみ処理手数料、直接持ち込み者の減少によるものである。また歳出では、生ごみ処理施設の廃止に伴う減が主な要因である。

括弧2、歳入の概要。決算額は予算現額、5億2,824万4,000円に対し、調定額、5億3,002万6,000円。収入済み額、5億3,002万6,000円。不能欠損額、収入未済み額については0です。当年度の収入済み額は5億3,002万6,000円で、その内訳は分担金および負担金が4億3,698万6,000円。使用料および手数料、7,021万円。財産収入、152万2,000円。繰入金、31万5,000円。繰越金、2,048万8,000円。諸収入、50万5,000円である。

括弧3、歳出の概要。決算額は予算現額、5億2,824万4,000円に対し、支出済み額、5億98万1,000円。翌年度の繰り越しは0でございます。不用額は2,726万3,000円であります。支出済み額、5億98万1,000円の内訳は、議会費、56万9,000円。総務費、3,401万5,000円。衛生費、3億3,047万8,000円。火葬費、1,924万3,000円。南部支所費、8,907万2,000円。諸支出金、2,760万4,000円。予備費は0である。支出済み額を前年度と比較すると2,863万4,000円減少している。

括弧4、財政調整基金について。決算年度末現在額は8,866万8,000円であり、決算年度中増減高は2,728万9,000円で、適正な管理運営がなされている。老朽化が進んでいる中において、今後もさらなる管理運営経費の削減に努め、余剰金は積極的に積み立てをし、突発的な機器補修工事等に速やかに対応できるよう、準備することを望む。

結びに、昨年初めに広まった新型コロナウイルス感染の拡大により状況が一変し、日本はもとより、世界全土の経済が著しく停滞することになった。これに伴い、本組合における行財政運営は少なからず影響を受けたが、決算状況としては、ごみ処理手数料が前年度と比較して6.3%減額し、金額で205万4,000円の減額となった。決済については、おおむね適正な事務処理が行われていることが確認された。現在、新ごみ処理施設建設に向けて取り組んでおり、今後、構成町の建設費が膨らんでくる。また、し尿処理施設においても、稼働後33年目を迎えており、老朽化に対する効果的な施設延命に努めるとともに、近隣施設への受け入れが可能か検討しているところでもある。各施設の修繕、委託、工事等は優先度、緊急度等を精査し、財源の確保を念頭に置いて予算編成が行われ、その執行に努められているところである。

当年度の決算を見ると、一般会計予算額、5億2,824万4,000円に対し、歳入が5億3,002万6,000円、歳出が5億98万1,000円で、歳入歳出差引額は2,904万5,000円となっており、翌年度への繰越額は2,904万5,000円となっている。不用額については2,726万2,000円で、予算現額の5.2%であり、前年度と比べ50.6%増加しているため、不用額を減らすように、工事や委託差金を精査して、基金へ積み立てるか、構成町へ返金する等の創意工夫を望む。

また歳入に占める構成町の負担金の割合が高いことから、入札契約事務の透明、公平、公正および競争の確保、向上に努め、経費節減に取り組み、事業の必要性、有効性、経済性等を見極めた上で、安定的に事業継続できるよう、効率的な運営に努められたい。

今後、少子高齢化の進行による社会保障費や、公共施設、インフラの老朽化対策への支出の増加が見込まれることに加え、世界的な流行となって終息の見えない、新型コロナウイルス感染症が、経済活動に及ぼす影響の大きさを見通すことが困難であることから、これまでになく、厳しく不透明な財政環境に置かれることが予測される。そのためには、職員一人一人が内部統制に従い、リスク管理を徹底するとともに、社会経済状況の変化を的確に把握、判断し、実行することが重要であり、今後とも創意工夫を凝らした質の高い行財政運営に取り組みられることを期待する。

令和3年8月5日、峡南衛生組合管理者、佐野和広殿。峡南衛生組合代表監査委員、笠井一雄。峡南衛生組合監査委員、赤池朗。以上です。

小川議長 :ただ今、代表監査委員から監査結果が報告をされました。日程第10、認定第1号について質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第11、認定第1号について討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

日程第12、提出議案の採決を行います。認定第1号の令和2年度、峡南衛生組合一般会計、歳入歳出決算認定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従いまして、認定第1号は原案どおり可決といたします。

日程第13、議案第7号で、競争入札に参加する者に必要な、資格の審査に関する事務等の、事務委託に関する規約制定の件について上程をいたします。

小川議長 :日程第14、議案第7号について提案理由の説明を求めます。管理者、佐野和広君。

管理者 :それでは、議案第7号、競争入札に参加する者に必要な、資格の審査に関する

事務等の、事務委託に関する規約制定について説明をいたします。競争入札に参加する者に必要な、資格の審査に関する事務等の、事務委託に関する規約を、次のように定めるものといたします。

競争入札に参加する者に必要な、資格の審査に関する事務等の、事務委託に関する規約の提案理由を申し上げます。競争入札に参加する者に必要な、資格の審査に関する事務については、山梨県市町村総合事務組合へ委託することに伴い、地方自治法第 252 条の 14、第 1 項および第 2 項の規定により、協議を行うに当たり、同条第 3 項の規定において準用する、同法第 252 条の 2 の 2、第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが本議案を提出する理由でございます。なお議案の詳細につきましては、柿島事務局長より説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

小川議長 : 議案第 7 号について詳細説明を求めます。事務局長、柿島利巳君。

事務局長 : はい、議長。議案第 7 号、競争入札に参加する者に必要な、資格の審査に関する事務等の、事務委託に関する規約制定の件のご説明をいたします。これまでは、競争入札への指名参加願の受け付けに関する事務につきましては、組合独自に行っていましたが、事務の効率化および、より多くの事業者の登録を得るなど、また参加を希望する事業者には、手続きの簡素化、経費の削減等、大きな効果が期待できます。適切な入札業務の執行を行う目的で、山梨県市町村総合事務組合へ、事務委託をするものであります。

規約の第 1 条では、委託事務の範囲について規定しています。第 2 条では、管理および執行の方法について規定しています。第 3 条では、経費の負担について規定しています。第 4 条では、議決事件の通知について規定しています。附則において、施工は令和 4 年 4 月 1 日からとしています。また経過措置としまして、資格の審査事務等が、令和 5 年 4 月 1 日以降の、競争入札に参加する者に必要な、資格の審査に関する事務であることを規定しています。なお参加資格審査は、隔年で定期審査を実施し、定期審査が実施されない年度には、直近の定期審査の後半 1 年度分の追加等審査を、中間審査として実施いたします。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

小川議長 : 日程第 15、議案第 7 号について質疑を行います。質疑はございますか。質疑がないようですので、質疑を終わります。日程第 16、議案第 7 号について討論を行います。討論はありますか。討論がないようですので、討論を終わります。

小川議長 : 日程第 17、提出議案の採決を行います。議案第 7 号、競争入札に参加する者

に必要な、資格の審査に関する事務等の、事務委託に関する規約制定の件について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従いまして、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

小川議長 : 日程第18、議案第8号、令和3年度、峡南衛生組合一般会計補正予算、括弧1号について上程をいたします。日程第19、議案第8号について提案理由の説明を求めます。管理者、佐野和弘君。

管理者 : はい、議長。それでは議案第8号、令和3年度、峡南衛生組合一般会計補正予算、第1号について、ご説明を申し上げます。表紙を開いていただいて、裏面を見ていただきたいと思います。歳入歳出予算の補正。第1条のみを説明させていただきます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ352万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ4億6,573万2,000円とするものであります。なお補正予算の詳細につきましては、この後、柿島事務局長より説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

小川議長 : 議案第8号について詳細説明を求めます。事務局長、柿島利巳君。

事務局長 : はい、議長。議案第8号、令和3年度、峡南衛生組合一般会計補正予算、括弧第1号についてご説明をいたします。今回の補正は予算の内容を精査等によるもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ、申し訳ありません。歳出からご説明いたします。

6ページをお開きください。歳出、2款1項1目、一般管理費は10万3,000円の増額です。10節、需用費は7万円の増額です。入札業務にかかるコピー料の増額分です。11節、役務費は5万3,000円の増額です。入札業務にかかる電話料、切手代です。13節、使用料および賃借料は41万5,000円の増額です。財務会計システム、ハード更新料で、当初予算からの計上漏れがありました。17節、備品購入費は軽トラック購入に関する入札差金分の減額です。

3款1項、清掃費の1目、し尿処理費は132万2,000円の増額です。内容は10節、需用費の修繕費が110万5,000円の増額です。エアー弁交換修繕、給水ポンプ修繕や、し尿担当と外部の直接の連絡用の光回線修繕費、3万8,000円で、この使用料を13節に4万2,000円計上させていただきました。12節、委託料は、受け入れし尿の分析検査が必要となったための料金、17万5,000円の計上です。2目、ごみ処理費は202万1,000円の増額です。内容は10節、需用費が108万7,000円の増額です。修繕費で不具合が発生した、電動弁取り換え修繕、46万円。塩化水素測定ノズル取り換え修繕、27万7,000円。消石灰貯留サイロ

レベル計取り換え修繕、35万円の計上です。12節、委託料が267万2,000円です。当初に予算漏れのあった、トラックスケール法定検査費、42万円。指定ごみ袋製造業務委託、225万2,000円の計上です。13節、使用料および賃借料は、当初に予算計上漏れのあった、フォークリフト、リース料分、43万5,000円です。7ページをご覧ください。14節、工事請負費は217万3,000円の減額です。入札差金の減額によるものです。

4款1項1目、火葬処理費は13万1,000円の増額です。内容は14節、工事請負費においては、火葬炉設備修繕工事の入札差金の減額で、17節、備品購入費では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための、サーマルカメラ購入費用の計上です。

5款1項、支所費の2目、南部し尿処理費は44万9,000円の減額です。10節、需用費から、3目、南部火葬処置費の、10節、需用費までは入札差金の減額です。3目17節、備品購入費の47万2,000円は、本所斎場と同様に、サーマルカメラ購入費用を計上させていただきました。

続きまして、歳入についてご説明いたします。5ページをお開きください。5款、繰越金。1項1目1節、繰越金に前年度繰越金、352万3,000円を計上いたしました。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

小川議長：日程第20、議案第8号について質疑を行います。質疑はございませんか。

河井淳君：はい、議長。

小川議長：はい、議長。7番、河井淳さん。

河井淳君：はい。ただ今、ご説明いただきました、歳出についてお伺いいたします。今、事務局長の説明において、3カ所の当初予算計上漏れがございました。本来、このような予算は当初で計上すべきものが、落ちていたということがございます。このようなことがなぜ起きてしまったのか、また今後どのようにしてこういうことがないようにするのか、本来こういうことがあってはいけないことがございますので、今後このようなことがないようにしていただきたい、以上でございます。

小川議長：説明を求めます。

事務局長：はい、議長。大変申し訳ありません。事務所内でも当初予算をかけるときに、それぞれ現場のほうと確認しながら、新しい次年度の予算を立てているわけなんですけれども、やっている中で、もう少し繰り返し前年度のほうも確認すれば、できなかつたかと思えます。また各担当の方とも、現場のほうとも、連絡調整が

もう少し密に、やっていきたいと思います。こういうことが再度起こらないようにやらさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

河井淳君 : はい、以上です。

小川議長 : よろしいですか。他に質疑はありますか。質疑がないようですので、質疑を終わります。日程第 21、議案第 8 号について討論を行います。討論はございますか。

(討論なしの声あり。)

小川議長 : 討論がないようですので、討論を終わります。日程第 22、提出議案の採決を行います。議案第 8 号、令和 3 年度、峡南衛生組合一般会計補正予算、括弧第 1 号について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従いまして、議案第 8 号は原案どおり可決といたします。次に日程第 23、議会運営委員会の選任についてということで、市川三郷町議員の川崎充朗君の失職と、早川町議会議員の改選により、2 名の減となっております、議会運営委員会の選任を行います。議会運営委員会の選任につきましては、地方自治法第 118 条、第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり。)

小川議長 : 異議なしと認めます。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり。)

小川議長 : 異議なしと認めます。それでは 11 番、米山久志君と、私、小川好一を議会運営委員に指名をいたします。お諮りします。米山久志君と小川好一を議会運営委員会に選任することに、ご異議はございませんか。

河井淳君 : 議長ができるの？

小川議長 : はい。

河井淳君 : 議長が任命？

望月（十）君：議長ができるの？

河井淳君：だって議会運営委員会は、議長の諮問機関だよ。

望月（十）君：そうだよね。

小川議長：暫時休憩。

小川議長：再開致します。今、議長はいいということですので再開します。議長は運営委員会に参加できるということで理解をお願いします。

小川議長：それでは、米山久志君と小川好一を、議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

小川議長：日程第24、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申請書が提出されておりますので、議題といたします。閉会中の調査の申し出がありました。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに異議がありますか。

（異議なしの声あり。）

小川議長：異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決定をいたしました。以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て終了といたしました。議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。これをもちまして、令和3年、第2回峡南衛生組合議会定例会を閉会といたします。

事務局長：以上をもちまして、全日程が終了いたしました。大変ご苦労さまでした。相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立をお願いします。相互に礼。

全 員：ご苦労さまでした。